

平成 19 年 2 月 23 日

各 位

不動産投信発行者名

東京都千代田区九段北四丁目 1 番 7 号  
イーアセット投資法人

代表者名

執行役員 深田 武寛  
(コード番号 8974)

問合せ先

株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ  
取締役経営企画部 田中 政行  
担当兼財務経理部長 TEL. 03-3234-7800

### 規約一部変更及び役員選任に関するお知らせ

本投資法人は、平成 19 年 1 月 18 日付日本経済新聞にて公告のとおり、平成 19 年 4 月 5 日に第 2 回投資主総会を開催する予定であり、平成 19 年 2 月 23 日開催の役員会におきまして、規約の一部変更及び役員選任に関し、下記の通り決議しましたのでお知らせいたします。

なお、下記事項は、平成 19 年 4 月 5 日に開催される本投資法人の第 2 回投資主総会において承認されることにより、有効となります。

#### 記

##### 1. 規約の一部変更について

変更理由は、以下の通りです。

- (1) 平成 18 年 5 月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が整備・改正されたことに伴い、本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るものです。
- (2) 租税特別措置法施行令の改正によって、租税特別措置法第 67 条の 15 第 9 項に規定する「不動産等」の内容が変更されたことに伴い、「不動産等」を定義する租税特別措置法上の条文の項数を明確にした上で、「不動産等」の内容の記載を削除するものです。
- (3) 店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更にともない、所要の変更を行うものです。
- (4) 投資法人及び投資法人に関する法律の改正法において、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能にするため、必要な規約の変更を行なうものです。
- (5) 資産運用の対象とする特定資産の見直しを行い、本投資法人の弾力的な運用を可能にするため、必要な規約の変更を行なうものです。
- (6) 本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、手続の終了した内容を削除するものです。
- (7) その他、公正妥当と認められる企業会計の基準に従うとともに、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行なうものです。

(規約変更の詳細については、別紙「第 2 回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 2. 役員選任について

提案理由は以下の通りです。

- (1) 執行役員深田武寛は、平成19年5月2日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。
  - (2) 執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものであります。
  - (3) 監督役員山田明文及び松丸洋行は、平成19年5月2日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名の選任をお願いするものであります。
- (役員選任の詳細については、別紙「第2回投資主総会招集ご通知」をご参照ください。)

## 3. 投資主総会等の日程

平成19年2月23日	投資主総会提出議案の役員会承認
平成19年3月20日	投資主総会招集通知の発送（予定）
平成19年4月5日	投資主総会（予定）

以 上

## 添付資料

- ・第2回投資主総会招集ご通知

※ 本資料の配布先：兜倶楽部、国土交通記者会、国土交通省建設専門紙記者会

※ 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.easset-reit.com/>

平成 19 年 3 月 20 日

## 投資主各位

東京都千代田区九段北四丁目 1 番 7 号  
イーアセット投資法人  
執行役員 深田 武寛

### 第 2 回投資主総会招集ご通知

拝啓 投資主の皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本投資法人の第 2 回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成 19 年 4 月 4 日（水曜日）午後 6 時までには到着するよう折り返しご送付いただきたくお願い申し上げます。

また、本投資法人におきましては、投資信託及び投資法人に関する法律第 93 条第 1 項の規定に基づき、規約第 14 条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。従いまして、投資主様が当日投資主総会にご出席になられず、かつ、議決権行使書による議決権行使をなさらない場合、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人規約抜粋）

第 14 条 （みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主はその投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定による定めに基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。

敬具

記

1. 日 時：平成 19 年 4 月 5 日（木曜日）午後 1 時 00 分
2. 場 所：東京都千代田区九段北四丁目 2 番 25 号  
アルカディア市ヶ谷（私学会館）『穂高』  
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：  
決議事項  
第 1 号議案：規約一部変更の件  
第 2 号議案：執行役員 1 名選任の件  
第 3 号議案：補欠執行役員 1 名選任の件  
第 4 号議案：監督役員 2 名選任の件

以上

（お願い）

- 当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 代理人がご出席の際は、委任状を議決権行使書用紙とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。ただし、代理人は規約第 15 条第 1 項により、本投資法人の投資主の方に限ります。
- 当日は本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用業務を行う株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズによる「運用状況報告会」を開催しますので、あわせてご参加くださいますようお願い申し上げます。
- 投資主総会参考書類を修正する場合の周知方法  
投資主総会参考書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を本投資法人のホームページ（<http://www.easset-reit.com/>）に掲載しますので、ご了承ください。

## 投資主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第1号議案 規約一部変更の件

##### (1) 変更箇所及び変更の理由

- ①平成18年5月に会社法が施行され、投資信託及び投資法人に関する法律等の投資法人に関わる法令が整備・改正されたことに伴い、本投資法人規約と関係法令との字句等の統一を図るものです。
- ②租税特別措置法施行令の改正によって、租税特別措置法第67条の15第9項に規定する「不動産等」の内容が変更されたことに伴い、「不動産等」を定義する租税特別措置法上の条文の項数を明確にした上で、「不動産等」の内容の記載を削除するものです。
- ③店頭売買有価証券市場の取引所有価証券市場への組織変更にともない、所要の変更を行うものです。
- ④投資法人及び投資法人に関する法律の改正法において、今後、投資法人による短期投資法人債の発行が可能となるとされていることから、本投資法人の機動的な資金調達を可能にするため、必要な規約の変更を行なうものです。
- ⑤資産運用の対象とする特定資産の見直しを行い、本投資法人の弾力的な運用を可能にするため、必要な規約の変更を行なうものです。
- ⑥本投資法人設立に際して必要とされた規約記載事項について、規約の簡素化を図るため、手続の終了した内容を削除するものです。
- ⑦その他、公正妥当と認められる企業会計の基準に従うとともに、字句の修正、表現の統一及び定義の明確化を行なうものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

現行規約	変更案
第1章総則	第1章総則
第4条（ <u>公告の方法</u> ） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載して行う。	第4条（公告方法） 本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する <u>方法により</u> 行う。
第2章 投資口	第2章 投資口
第5条（ <u>発行する投資口の総口数</u> ）	第5条（ <u>発行可能投資口総口数</u> ）
1. 本投資法人が <u>発行する投資口の総口数</u> は、200万口とする。	1. 本投資法人の <u>発行可能投資口総口数</u> は、200万口とする。
2. （記載省略）	2. （現行通り）
第6条（ <u>設立の際に発行する投資口の発行価額及び口数</u> ）	（削除）
本投資法人が設立の際に発行する投資口の発行価額	

は、1口を50万円とし、発行口数は200口とする。

第7条（国内における募集）

（記載省略）

第8条（投資口の払戻し）

（記載省略）

第9条（投資口取扱規則）

本投資法人の発行する投資証券の種類、投資口の名義書換、実質投資主名簿への記載、質権の登録又は信託財産の表示及び投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。

第10条（投資法人が常時保持する最低限度の純資産額）

本投資法人が常時保持する最低限度の純資産額は、5,000万円とする。

第3章 投資主総会

第11条（招集）

1. （記載省略）
2. （記載省略）
3. （記載省略）
4. 投資主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて招集する。
5. 投資主総会は、その総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ずに開催することができる。

第12条（議長）

（記載省略）

第13条（決議）

1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって決する。
2. （記載省略）

第14条（みなし賛成）

（記載省略）

第15条（議決権の代理行使）

（記載省略）

第16条（投資主総会議事録）

投資主総会に関する議事については、議事の経過の要

第6条（国内における募集）

（現行通り）

第7条（投資口の払戻し）

（現行通り）

第8条（投資口取扱規則）

本投資法人の発行する投資証券の種類、投資主名簿（実質投資主名簿を含む。以下同じ。）への記載又は記録及び投資証券の再発行、その他投資口及び投資証券に関する取扱い及び手数料については役員会において定める投資口取扱規則による。

第9条（最低純資産額）

本投資法人の最低純資産額は、5,000万円とする。

第3章 投資主総会

第10条（招集）

1. （現行通り）
2. （現行通り）
3. （現行通り）  
（削除）
4. 投資主総会は、その総会において議決権を行使することができるすべての投資主の同意がある場合には、招集の手続を経ずに開催することができる。

第11条（議長）

（現行通り）

第12条（決議）

1. 投資主総会の決議は、法令又は本規約に別段の定めがある場合のほか、出席した投資主の議決権の過半数をもって行う。
2. （現行通り）

第13条（みなし賛成）

（現行通り）

第14条（議決権の代理行使）

（現行通り）

第15条（投資主総会議事録）

投資主総会に関する議事については、議事の経過の要

領及びその結果を記載又は記録した議事録を作成し、出席した議長、執行役員及び監督役員が、これに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

#### 第4章 執行役員、監督役員及び役員会

##### 第18条 (役員を選任)

執行役員及び監督役員は、投資主総会において選任する。

##### 第19条 (役員任期)

1. 執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年とする。
2. 補欠又は増員のため選任された執行役員又は監督役員の任期は、他の在任執行役員又は監督役員任期の満了すべき時までとする。

##### 第20条 (役員会)

1. 役員会は、執行役員及び監督役員により構成される。
2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名の場合は、役員会において予め定めた順序に従い執行役員1名がこれを招集し、その議長となる。
3. 役員会の招集通知は、会日の3日前までに各執行役員及び監督役員に発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。また、執行役員及び監督役員の全員の同意を得た場合、招集通知を省略することができる。

##### 第21条 (役員会の決議)

(記載省略)

##### 第22条 (役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、出席した執行役員及び監督役員が、これに署名又は記名押印する。

##### 第23条 (役員会規則)

(記載省略)

##### 第24条 (役員報酬)

領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録した議事録を作成する。

#### 第4章 役員及び役員会

##### 第17条 (役員を選任)

役員 (執行役員及び監督役員をいう。以下同じ。)は、投資主総会において選任する。

##### 第18条 (役員任期)

1. 役員の任期は、選任後2年とする。
2. 補欠又は増員のため選任された役員の任期は、他の在任役員の任期の満了すべき時までとする。

##### 第19条 (役員会)

1. 役員会は、役員により構成される。
2. 役員会は、法令に別段の定めがある場合のほか、執行役員が1名の場合は当該執行役員が招集し、執行役員が2名の場合は、役員会において予め定めた順序に従い執行役員1名がこれを招集し、その議長となる。
3. 役員会の招集通知は、開催日の3日前までに各役員に発する。ただし、緊急のときはこれを短縮することができる。また、役員の全員の同意を得た場合、招集通知を省略することができる。

##### 第20条 (役員会の決議)

(現行通り)

##### 第21条 (役員会議事録)

役員会に関する議事については、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した役員が、これに署名又は記名押印する。

##### 第22条 (役員会規則)

(現行通り)

##### 第23条 (役員報酬)

(記載省略)

第25条 (執行役員及び監督役員)の投資法人に対する責任)

本投資法人は、投信法第109条第1項第4号の行為に関する執行役員又は監督役員の責任について、当該執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該執行役員又は監督役員の職務遂行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、賠償の責めに任ずべき額から次の各号に掲げる金額を控除した額を限度として、役員会の決議をもって免除することができる。

(1) 役員会の決議の日の属する営業期間又はその前の各営業期間において、当該執行役員又は監督役員が報酬その他の職務遂行の対価として本投資法人から受け、又は受けるべき財産上の利益(本条第2号に定めるものを除く。)の額の営業期間毎の合計額のうち、最も高い額の4年分に相当する額

(2) 当該執行役員又は監督役員が本投資法人から受けた退職慰労金の額及びその性質を有する財産上の利益の額の合計額と当該合計額をその職に就いていた年数で除した額に四を乗じた額とのいずれか低い額

第5章 資産運用

第26条 (資産運用の対象及び方針)

(記載省略)

第6章 計算

第27条 (営業期間及び決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から4月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。ただし、本投資法人の第1期営業期間は、本投資法人設立の日から平成18年4月末日までとする。

第28条 (資産評価の方法、基準及び基準日)

1. (記載省略)

(1) (記載省略)

(2) (記載省略)

(3) (記載省略)

① (記載省略)

(現行通り)

第24条 (役員)の投資法人に対する責任)

本投資法人は、役員の投信法第115条の6第1項の責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、法令に定める限度において、役員会の決議によって免除することができる。

(削除)

(削除)

第5章 資産運用

第25条 (資産運用の対象及び方針)

(現行通り)

第6章 計算

第26条 (営業期間及び決算期)

本投資法人の営業期間は、毎年5月1日から10月末日まで、及び11月1日から翌年4月末日までの各6か月間とし、各営業期間の末日を決算期とする。

第27条 (資産評価の方法、基準及び基準日)

1. (現行通り)

(1) (現行通り)

(2) (現行通り)

(3) (現行通り)

① (現行通り)

② 店頭売買の不動産対応証券等

証券業協会（店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える証券取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含む。以下「証券取引法」という。）第75条第1項に規定する店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。）が開設する店頭売買有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。

③ 上記①及び②以外の不動産対応証券等

（記載省略）

(4) （記載省略）

① （記載省略）

② 店頭売買有価証券

証券業協会（店頭売買有価証券が2以上の証券業協会に備える店頭売買有価証券登録原簿に登録されている場合には、当該店頭売買有価証券が主として取引されている証券業協会とする。）が開設する店頭売買有価証券市場における最終価格に基づき算出した価格により評価する。

③ 上記①及び②以外の有価証券

（記載省略）

(5) （記載省略）

(6) 別紙1 2.(3)③及び④に掲げる金融先物取引等に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利

① （記載省略）

② （記載省略）

（新設）

(7) （記載省略）

2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。

(1) （記載省略）

削除

② 上記①以外の不動産対応証券等

（現行通り）

(4) （現行通り）

① （現行通り）

削除

② 上記①以外の有価証券

（現行通り）

(5) （現行通り）

(6) 別紙1 2.(3)③及び④に掲げる金融先物取引に係る権利及び金融デリバティブ取引に係る権利

① （現行通り）

② （現行通り）

③ 上記にかかわらず、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準によりヘッジ取引と認められるものについては、ヘッジ会計を適用することができるものとする。

(7) （現行通り）

2. 資産運用報告書等に価格を記載する目的で、第1項と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとする。

(1) （現行通り）



(2) (記載省略)

3. (記載省略)

第29条 (金銭の分配)

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、投信法第136条第1項に定める利益の金額 (以下「分配可能金額という。’)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される利益 (本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価差額金の合計額 (出資総額等) を控除した額をいう。) とする。

(中略)

- (4) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、投信法第136条第1項に定めるところにより、本条第2号に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額の100分の60に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。

- (5) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

第30条 (分配金の除斥期間)

(記載省略)

第31条 (会計監査人の選任)

(記載省略)

(2) (現行通り)

3. (現行通り)

第28条 (金銭の分配)

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載された投資主又は登録投資口質権者に対し、以下の方針に従って金銭の分配を行うものとする。

- (1) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益の金額 (以下「分配可能金額という。’)は、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従って計算される利益 (本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額 (出資総額等) を控除した額をいう。) とする。

(中略)

- (4) 利益を超えた金銭の分配

本投資法人は、分配可能金額が配当可能所得の100分の90に相当する金額に満たない場合又は経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により本投資法人が適切と判断する場合、投信法第137条第1項に定めるところにより、本条第2号に定める分配金額に、営業期間の末日に計上する減価償却額の100分の60に相当する金額を限度として、本投資法人が決定した金額を加算した額を、分配可能金額を超えて金銭で分配することができる。また、上記の場合において金銭の分配金額が投資法人に係る課税の特例規定における要件を満たさない場合には、当該要件を満たす目的をもって本投資法人が決定した金額をもって金銭の分配をすることができる。

- (5) 分配金の分配方法

分配金は金銭により分配するものとし、決算期最終の投資主名簿に記載のある投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数に応じて分配する。

第29条 (分配金の除斥期間)

(現行通り)

第30条 (会計監査人の選任)

(現行通り)

第32条 (会計監査人の任期)

(記載省略)

第33条 (会計監査人の報酬)

(記載省略)

#### 第8章 借入金及び投資法人債

第34条 (借入金)

(記載省略)

第35条 (投資法人債)

1. 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債を発行することができるものとする。

(1) (記載省略)

(2) (記載省略)

(3) (記載省略)

2. (記載省略)

第9章 投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者

第36条 (成立時の投資信託委託業者、資産保管会社及び一般事務受託者となる者の氏名又は名称および住所並びにこれらの者と締結すべき契約の概要)

全文削除

第37条 (投資信託委託業者に対する資産運用報酬)  
(記載省略)

#### 第10章 附則

第38条 (設立企画人の名称及び住所)

全文削除

第39条 (設立企画人が受ける報酬)

全文削除

第40条 (設立費用)

全文削除

第41条 (消費税及び地方消費税)

(記載省略)

第42条 (雑則)

本規約は、平成17年4月25日に定められる。

本規約は、平成17年7月25日に改定された。

第31条 (会計監査人の任期)

(現行通り)

第32条 (会計監査人の報酬)

(現行通り)

#### 第8章 借入金及び投資法人債

第33条 (借入金)

(現行通り)

第34条 (投資法人債)

1. 本投資法人は、以下の条件に従い、投資法人債(短期投資法人債を含む。以下同じ)を発行することができるものとする。

(1) (現行通り)

(2) (現行通り)

(3) (現行通り)

2. (現行通り)

第9章 費用等

(削除)

第35条 (投資信託委託業者に対する資産運用報酬)  
(現行通り)

(削除)

(削除)

(削除)

(削除)

第36条 (消費税及び地方消費税)

(現行通り)

第37条 (雑則)

本規約中、短期投資法人債に係る部分については、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18

<p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1)～(2) (記載省略)</p> <p>(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。</p> <p>①以下に掲げる特定資産 a～n (現行通り) (新設)</p>	<p><u>年法律第65号)第5条の施行日から効力を生じる(上記施行日の経過後これを削除する)。</u></p> <p>別紙1 資産運用の対象及び方針</p> <p>2. 資産運用の対象とする特定資産の種類、目的及び範囲</p> <p>(1)～(2) (現行通り)</p> <p>(3) 本投資法人は、上記(1)及び(2)に掲げる特定資産のほか、次に掲げる特定資産により運用する。</p> <p>①以下に掲げる特定資産 a～n (現行通り) <u>o. 譲渡性預金証書</u></p>
<p>(4) この他、本投資法人は必要がある場合は以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>① (記載省略)</p> <p>② (記載省略) (新設)</p> <p>3. 投資態度</p> <p>(1)～(7) (記載省略)</p> <p>(8) 本投資法人は、資産の総額に占める不動産等(不動産、不動産の賃借権、地上権、信託の受益権(不動産、地上権及び土地の賃借権のみを信託するものに限る。))及び匿名組合出資持分(その出資された財産を不動産、不動産の賃借権、地上権のみに運用することを定めた契約に係るものに限る。))の価額の割合として財務省令で定める割合が75%以上となるように運用する。</p> <p>(9)～(10) (記載省略)</p>	<p>(4) この他、本投資法人は必要がある場合は以下に掲げる資産に投資することができる。</p> <p>① (現行通り)</p> <p>② (現行通り)</p> <p><u>③その他不動産等への投資に付随して取得することが適当と認められる権利</u></p> <p>3. 投資態度</p> <p>(1)～(7) (現行通り)</p> <p>(8) 本投資法人は、資産の総額に占める<u>租税特別措置法(昭和32年法律第26号。その後の改正を含む。以下同じ。)</u>第67条の15第9項に規定する不動産等の価額の割合として財務省令で定める割合が75%以上となるように運用する。</p> <p>(9)～(10) (現行通り)</p>

## 第2号議案 執行役員1名選任の件

執行役員深田武寛は、平成19年5月2日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて執行役員1名の選任をお願いするものであります。

なお、執行役員選任に関する本議案は、平成19年2月23日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
深田武寛 (昭和34年5月29日)	昭和57年4月 株式会社日本長期信用銀行（現：株式会社新生銀行） 入行 証券投資部、マーケット営業部他、長銀投資顧問株式会社、長銀ニューヨーク信託株式会社、グリニッチキャピタル社、長期信用投信株式会社出向
	平成10年12月 住友ライフ・インベストメント株式会社（現：三井住友アセットマネジメント株式会社）入社 国内株式チーフ・ファンドマネージャー
	平成16年4月 アセット・マネジャーズ株式会社入社 マーチャントバンキンググループ
	平成16年4月 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ 代表取締役就任（アセット・マネジャーズ株式会社から出向）
	平成17年4月 同 代表取締役 （アセット・マネジャーズ株式会社から転籍）（現任）
	平成17年4月 イーアセット投資法人 執行役員就任（現任）

- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人の投資口を40口所有しています。
- ・ 上記執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズの代表取締役であります。平成16年11月19日付にて、金融庁長官より投資信託委託業者の取締役についての投信法第13条に基づく兼職承認を取得しております。

### 第3号議案 補欠執行役員1名選任の件

執行役員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え補欠執行役員1名の選任をお願いするものがあります。

なお、補欠執行役員選任に関する本議案は、平成19年2月23日開催の役員会において、監督役員全員の同意によって提出された議案であります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴
田中政行 (昭和33年2月15日)	昭和56年4月 西武都市開発株式会社入社 (現：株式会社西洋環境開発) 営業部、企画室
	平成7年4月 同社 企画室長
	平成12年7月 株式会社西武百貨店入社 関連事業室
	平成16年4月 イーバンク銀行株式会社入社 投資本部
	平成16年4月 株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズ 代表取締役就任 (イーバンク銀行から出向)
	平成17年3月 同社 取締役企画管理部長 (イーバンク銀行から転籍)
	平成18年10月 同社 取締役経営企画部担当兼財務経理部長 (現任)

- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記補欠執行役員候補者は、本投資法人が資産運用委託契約を締結している株式会社アセット・リアルティ・マネジャーズの取締役であるため、本投資法人の補欠執行役員となることについて、投資信託及び投資法人に関する法律第13条に基づく兼職承認を金融庁長官に申請いたします。

#### 第4号議案 監督役員2名選任の件

監督役員山田明文及び松丸洋行は、平成19年5月2日をもって任期満了となりますが、本投資主総会終結の時をもって一旦辞任し、あらためて監督役員2名の選任をお願いするものであります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴
1	山田明文 (昭和39年12月3日)	平成3年10月 司法試験合格 平成6年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 森田法律事務所入所 平成15年4月 森田・山田法律事務所に名称変更し、パートナー 弁護士に就任(現任) 平成17年4月 イーアセット投資法人 監督役員就任(現任)
2	松丸洋行 (昭和39年3月14日)	昭和63年10月 太田昭和監査法人(現 新日本監査法人)入所 平成3年3月 公認会計士登録 平成4年9月 有限会社原木中山ゴルフセンター監査役就任 (現任) 平成4年11月 センチュリー監査法人(現 新日本監査法人) 入所 平成15年5月 税理士登録 平成15年7月 クリア会計事務所開業 平成17年2月 有限会社クリア会計事務所 取締役就任(現任) 平成17年4月 イーアセット投資法人 監督役員就任(現任)

- ・ 上記監督役員候補者は、本投資法人の投資口を所有しておりません。
- ・ 上記監督役員候補者と本投資法人の間には、特別な利害関係はありません。

#### 参考事項

本投資主総会に提出される議案のうち相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、投信法第93条第1項及び本投資法人の規約第14条第1項に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。なお、上記第1号議案乃至第4号議案の各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しません。